



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
6月20日  
第624号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) .....	1
○ 告 示	
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院 (医療政策課) .....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) .....	3
道路の供用開始 (道路保全課) .....	3
○ 公 告	
建設業法に基づく営業の停止処分公告 (監理課) .....	3
公共測量実施公告 (用地事業支援課) .....	4
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (湖北) .....	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部、甲賀、湖北) .....	5
○ 正 誤	
※令和7年4月1日付け号外(1)滋賀県人事委員会規則第8号中.....	8

## 規 則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第48号

### 滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則 (昭和37年滋賀県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別記様式第24号の2を次のように改める。

様式第24号の2 (第15条関係)

障害者手帳交付申請書	※市町名
	※受理年月日 年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

年 月 日

私は、次の事項について申請します。  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の  
 [ 新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 都道府県間の住所変更による手帳交付 ]  
 (申請項目を○で囲んでください。)

精神障害者本人	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒 - 電話 ( )		
	個人番号			
	個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報を秘匿することが可能ですので、希望される方は右の□にレ印を記入してください。			
添付書類 (○印)	医師の診断書 (手帳用) 年金証書等の写し ( 級) ・ 同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し ( 級) ・ 同意書 精神障害者保健福祉手帳 写真 (縦4 cm×横3 cm)			
既存の手帳	有効期限	年 月 日	手帳番号	

家族等の連絡先欄は、精神障害者本人が18歳未満の場合に記入してください。

家族等の連絡先	フリガナ氏名	本人との続柄 (○印)	父 母 兄弟姉妹 祖父母 その他 ( )
	住所	〒 - <input type="checkbox"/> 精神障害者本人の住所と同じ住所である場合は、左の□にレ印を記入してください。 電話 ( )	

申請書を提出した者	<input type="checkbox"/> 精神障害者本人 <input type="checkbox"/> 上記の家族等 該当する□にレ印を記入してください。左記のいずれにも該当しない場合は、以下に記入してください。		
	フリガナ氏名	本人との関係	
	住所	<input type="checkbox"/> 精神障害者本人 <input type="checkbox"/> 上記の家族等 精神障害者本人または上記の家族等の住所と同じ住所である場合は、該当する□にレ印を記入してください。 〒 - 電話 ( )	

- 注1 手帳の新規交付、更新または障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、医師の診断書または障害年金の年金証書、年金裁定通知書および直近の振込(支払)通知書の写しもしくは特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)および直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写しが必要です。ただし、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握することができる場合には、添付は不要です。
- 2 マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握することができる場合または年金証書等の写しもしくは特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所または各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
- 3 写真(縦4 cm×横3 cm)は、脱帽して(精神障害者本人の申出により、宗教上または医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを滋賀県知事が認める場合は、この限りでない。)上半身を写したもので、1年以内に撮影したものとしてください。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第27号中「申請者 住所」を「精神障害者本人 住所」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第24号の2および別記様式第27号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第252号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
市立野洲病院	野洲市	野洲市小篠原1094番地	令和10.6.30
甲賀市立信楽中央病院	甲賀市	甲賀市信楽町長野473番地	令和10.7.15

滋賀県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
くれあ事業所	彦根市後三条町365番地10	一般社団法人 Thanks	彦根市東沼波町903番地	就労継続支援B型	令和7.6.1	2510200898

滋賀県告示第254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月20日から令和7年7月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
片岡栗東線	草津市長東町字大蔵173番11地先から 草津市長東町字大蔵173番7地先まで	令和7.6.20	L=58.6m

公 告

建設業法に基づく営業の停止処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 処分をした年月日 令和7年5月28日
- 2 処分を受けた者

- (1) 商号 トライ
- (2) 主たる営業所の所在地 彦根市安清町13番30号
- (3) 代表者の氏名 伊吹佳子
- (4) 建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(般-02)第51860号

### 3 処分の内容

- (1) 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
- (2) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの  
(注1) 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。  
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。
- (3) 停止を命ずる期間 令和7年6月11日から令和7年6月17日までの7日間

### 4 処分の原因となった事実 被処分者は、彦根市内における民間工事において、建設業法第3条第1項第2号に掲げる区分による特定建設業許可を得ていないのに、建設業法第16条第2号の規定に違反して、下請代金の額が同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する。

## 建設業法に基づく営業の停止処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大造

### 1 処分をした年月日 令和7年6月2日

### 2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社オーミヤ
- (2) 主たる営業所の所在地 長浜市三ツ矢元町22番5号
- (3) 代表者の氏名 木村元
- (4) 建設業者の許可番号 滋賀県知事許可(般-03)第61466号

### 3 処分の内容

- (1) 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
- (2) 停止を命ずる営業の範囲 建設工事に関する営業のうち、民間工事に係るもの  
(注1) 「建設工事に関する営業」とは、注文者から建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(土木工事、建築工事のほか、設備工事等を含む。)を請け負う営業をいう。  
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)または建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。
- (3) 停止を命ずる期間 令和7年6月18日から令和7年6月20日までの3日間

### 4 処分の原因となった事実 被処分者は、滋賀県知事から管工事業の一般建設業許可を受けた者であるが、滋賀県内の民間工事において、建設業法第3条第1項に違反して、当該工事の施工に必要な建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2第1項に定める金額以上となる請負契約を締結した。加えて、建設業法第19条に違反し、当該工事に係る請負契約を締結するに当たり、契約の締結に際して交付すべき書面を当事者に交付していなかった。

このことは、建設業法第28条第3項(同条第1項第2号該当)に該当する。

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大造

### 1 作業の種類 公共測量(地形測量、水準測量、基準点測量)

- 2 作業の地域 草津市笠山
- 3 作業の期間 令和7年6月11日から令和7年12月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、滋賀県企業庁長 藤原 久美子から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室、大原上田、神、櫛野
- 3 作業の期間 令和7年6月20日から令和7年9月30日まで

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月20日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
sweet ハート愛	長浜市新庄馬場77	一般社団法人 sweet ハート	長浜市新庄馬場 77	行動援護	2510300680	令和7.6.20

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、南小松土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月20日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑中 隆行

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	梅田 良章	大津市南小松989番地
〃	小村 廣光	同 所1035番地
〃	増尾 善久	同 所414番地の2
〃	西村 和彦	同 所879番地の1
〃	田村 正明	同 所670番地
〃	小林 博	同 所445番地の3
〃	増尾 吉嗣	同 所490番地
〃	小林 道夫	同 所301番地
〃	木村 一富	同 所876番地
監事	山川 民男	同 所411番地の4
〃	田中正彦	同 所383番地の3

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	増尾 善久	大津市南小松414番地の2

〃	西村和彦	同	所879番地の1
〃	田村正明	同	所670番地
〃	小林博	同	所445番地の3
〃	増尾吉嗣	同	所490番地
〃	小林道夫	同	所301番地
〃	木村一富	同	所876番地
〃	小村泰彦	同	所804番地の2
〃	西村幸雄	同	市北比良1274番地の19
監事	山川民男	同	市南小松411番地の4
〃	田中正彦	同	所383番地の3

### 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、大原貯水池土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月20日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 伊吹久美

#### 1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	家森茂樹	甲賀市甲賀町大原上田1396番地
〃	村山庄衛	同 市甲賀町神2334番地
〃	杉本栄一	同 市甲賀町油日345番地
〃	杉本芳久	同 市甲賀町岩室1365番地
〃	玉木増一	同 市甲賀町相模312番地
〃	中村政一	同 市甲賀町鳥居野1176番地
〃	広岡晃	同 市甲賀町神892番地
〃	井村正継	同 市甲賀町大原中514番地
〃	山下孝司	同 市甲賀町上野595番地
〃	中井寛一	同 市甲賀町大原市場530番地
〃	西田隆弘	同 市甲賀町大久保909番地1
〃	佐治敏雄	同 市甲賀町小佐治1723番地
〃	北林常雄	同 所1532番地
〃	船田榮一	同 市甲賀町田堵野549番地
〃	野口重雄	同 市甲賀町神1704番地
〃	青田朋恵	草津市野路一丁目1番地10-901号
〃	西田くみ子	甲賀市甲賀町大久保787番地
監事	山口廣司	同 市甲賀町岩室1494番地
〃	山下竹雄	同 市甲賀町上野367番地
〃	嶋岡市雄	同 市甲賀町櫛野1229番地
〃	中島喜孝	同 市甲賀町大原市場491番地

#### 2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	奥村勝	甲賀市甲賀町櫛野510番地
〃	村山庄衛	同 市甲賀町神2334番地
〃	広岡晃	同 所892番地
〃	野口重雄	同 所1704番地
〃	家森茂樹	同 市甲賀町大原上田1396番地
〃	中島庄一郎	同 市甲賀町大久保1013番地
〃	鈴木義則	同 市甲賀町大原中1102番地

〃	中村政一	同 市甲賀町鳥居野1176番地
〃	村木竹良	同 市甲賀町相模310番地
〃	中井寛一	同 市甲賀町大原市場530番地
〃	北林常雄	同 市甲賀町小佐治1532番地
〃	橋本澄男	同 所3079番地
〃	杉本芳久	同 市甲賀町岩室1365番地
〃	杉本栄一	同 市甲賀町油日345番地
〃	山下竹雄	同 市甲賀町上野367番地
〃	船田榮一	同 市甲賀町田堵野549番地
〃	青田朋恵	草津市野路一丁目1番地10-901号
〃	西田くみ子	甲賀市甲賀町大久保787番地
監事	茂田実	同 所667番地
〃	西田恒夫	同 市甲賀町大原中635番地
〃	西川比佐夫	同 市甲賀町岩室1351番地
〃	松原照雄	同 市甲賀町田堵野487番地1

-----  
**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、湖北土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年6月20日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤江学

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	野田藤雄	長浜市木之本町千田544番地
〃	保積和人	同 市高月町磯野482番地
〃	伊藤利昭	彦根市鳥居本町1683番地
〃	高橋徳繁	長浜市木之本町西山813番地
〃	中川武司	同 市今町629番地
〃	杉田信男	同 市湖北町速水928番地
〃	伊藤清文	同 市野村町331番地
〃	丹生隆明	同 市余呉町上丹生2736番地
〃	角田功	同 市高月町井口303番地
〃	森川勝	同 市高月町東柳野688番地
〃	八田忠士	同 市小谷丁野町751番地
〃	柏本健一	同 市上八木町303番地
〃	下司治一	同 市宮部町1542番地
〃	横田隆秀	同 市中野町721番地
〃	浅見宣義	同 市湖北町山本1166番地
〃	清水義平	同 市三田町1013番地
監事	高橋均	同 市木之本町黒田1937番地
〃	榑伝和	同 市高月町宇根143番地
〃	柴田光彦	同 市谷口町65番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	野田藤雄	長浜市木之本町千田544番地
〃	橋本治太郎	同 市川道町453番地
〃	中川義雄	同 市大辰巳町295番地5
〃	丹生隆明	同 市余呉町上丹生2736番地

〃	高 橋 均	同 市木之本町黒田1937番地
〃	森 川 勝	同 市高月町東柳野688番地
〃	清 水 義 平	同 市三田町1013番地
〃	角 田 功	同 市高月町井口303番地
〃	吉 内 滋	同 市高月町東高田52番地
〃	八 田 忠 士	同 市小谷丁野町751番地
〃	池 田 美 由 紀	同 市湖北東尾上町393番地 3
〃	下 司 治 一	同 市宮部町1542番地
〃	横 田 隆 秀	同 市中野町721番地
〃	伊 藤 清 文	同 市野村町331番地
〃	寺 田 均	同 市今町433番地
〃	浅 見 宣 義	同 市湖北町山本1166番地
〃	多 賀 君 子	同 市山ノ前町272番地
監 事	前 川 源 一 郎	同 市木之本町田居135番地 1
〃	梅 本 俊 彦	同 市高月町渡岸寺41番地
〃	柴 田 博 文	同 市谷口町56番地

正 誤

令和7年4月1日付け号外(i)滋賀県人事委員会規則第8号中

ページ	行	誤	正
58	下から23	第11項第7項	第11条第7項
	下から1	特別料金等の額の2分の1相当額	特別料金等の2分の1相当額
60	下から9	第11項第6項	第11条第6項
	下から6	第11項第7項	第11条第7項